

承認第 8 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専 決 事 項

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 3 年 3 月 31 日

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を公布することについて、地方
自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 4 号

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に、「第 1 2 条第 3 項の表の第 1 号」を「第 1 2 条第 3 項の表の第 2 号」に、「第 4 5 条第 2 項の表の第 1 号」を「同法第 4 5 条第 2 項の表の第 2 号」に改め、同項第 1 号中「第 2 8 条の 9 第 1 3 項」を「第 2 8 条の 9 第 1 0 項」に改める。

第 5 条中「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に、「起算して 5 年内」を「令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域経済牽引事業^{けん}の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 3

月 3 1 日までの間である場合におけるこの条例による改正後の第 5 条の規定の適用については、なお従前の例による。